

芦屋市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
令和 5年度	人 94,780	千円 43,629,855	千円 1,728,293	千円 8,130,198	% 18.6	% 18.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

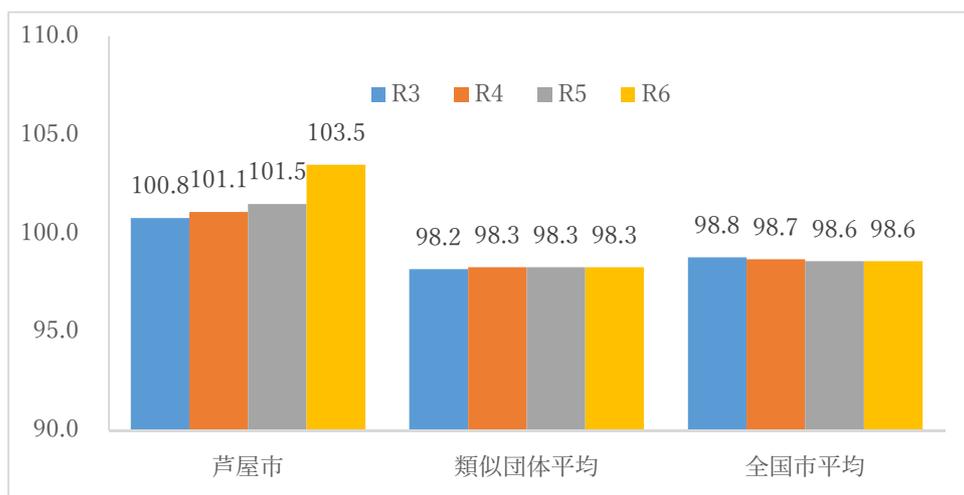
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 715	千円 2,515,982	千円 1,079,132	千円 1,160,581	千円 4,755,695	千円 6,646	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に

達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②、③本市では、主に3つの要因によりラスパイレス指数が高くなっています。

1点目が、「給料表の切替えに伴う一時的な昇任・昇格者の増加」による要因です。令和6年4月1日に、行政職に適用する給料表について、これまで市が独自に設けていた5級制の給料表を国家公務員行政俸給表(一)の1級から8級までの俸給表に準じた給料表に改めました。それに伴い、主任や課長補佐など新たな職務を創設しており、その職務を担う若年・中間層の昇任・昇格者が一時的に増加しています。

2点目が、「団塊の世代の退職」を起因とした管理職の昇任年齢の引下げ」による要因です。阪神・淡路大震災後に職員の採用を抑制していたため、団塊の世代の職員の定年退職に伴い、若い職員を管理職に登用する必要が生じているため、同じ経験年数の国家公務員と比較すると、早い段階で管理職に昇任している分、本市の給料月額の方が高くなることから、ラスパイレス指数を引き上げる要因となっています。

3点目が、「国家公務員との昇任制度の差」による要因です。国家公務員では、高校卒業の職員が課長級以上になることは稀ですが、本市では高卒・短大卒であっても職務遂行能力に応じて部長・室長・課長に昇任しています。そのため、高校・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が国よりも高い水準となっています。

本市の対応として、職員給与については、手当の廃止・変更、昇給の抑制など、給与制度を見直してきました。しかしながら、これまでの取組だけではラスパイレス指数の漸減に時間を要すると判断し、上記のとおり国家公務員の給料表に準じた給料表に切替えました。

なお、切替えに伴いラスパイレス指数が一時的に引き上がる見込みのため、課長級以上の職員に対して、令和7年度まで給料月額の減額措置を実施しています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.05%の引下げを実施しました。また、2級以上の級の高位号給については、本市のラスパイレス指数が高い状況にあることも踏まえ、給料カーブ・間差額を是正するなど国では最大4.0%の引下げに対し、本市は最大4.9%の引下げを行いました。

なお、激変緩和のため、国に準じて3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

他の給料表についても、国の見直し内容を踏まえて給料表の改定を実施しました。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準15%に対し、芦屋市においても15%を支給。

(実施時期) 平成27年1月1日

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支 給割合 (H29.4.1)	見直し後の支 給割合 (H29.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支 給割合	15%	15%	遡及改定なし	15%	15%
芦屋市の支給割 合	14%	15%	遡及改定なし	15%	15%

③ その他の見直し内容

平成27年1月1日昇給については、国家公務員は1号俸抑制しているところを本市は2号給の抑制を実施しました(平成27年1月1日実施)。また、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国の制度に準じて同様の見直しを実施しました(平成27年4月1日実施)。さらに、人事評価制度については、課長級以上に限定して実施していましたが、平成27年度からは課長補佐級以下の職員についても本格導入し、人事評価の成績率を翌年度の勤勉手当の支給額に反映させる取組みを実施しました(一部職種を除く)。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芦屋市	39.5歳	320,100円	462,251円	403,236円
兵庫県	43.2歳	324,400円	420,253円	376,521円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.7歳	313,594円	395,822円	360,145円

②技能労務職

ア 公務員

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
芦屋市	47.3歳	79人	302,300円	394,413円	363,791円
うち清掃職	43.4歳	25人	298,500円	405,232円	355,744円
うち調理職	45.9歳	23人	300,000円	380,488円	365,339円
兵庫県	57.4歳	285人	335,100円	399,396円	367,546円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円
類似団体	52.7歳	16人	321,506円	377,113円	353,146円

イ 民間

市職種 区分	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	(A/B)	(参考)年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
清掃職	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	1.29	6,453,984円	4,376,300円	1.43
調理職	調理士	41.2歳	278,500円	1.37	6,157,556円	3,650,900円	1.73

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2～令和4年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芦屋市	47.7歳	413,000円	512,442円
兵庫県	41.4歳	362,200円	422,546円
類似団体	42.3歳	319,527円	373,194円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		芦 屋 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	176,100円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	172,300円	164,000円	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	228,600円	226,100円	—
	高 校 卒	—	206,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

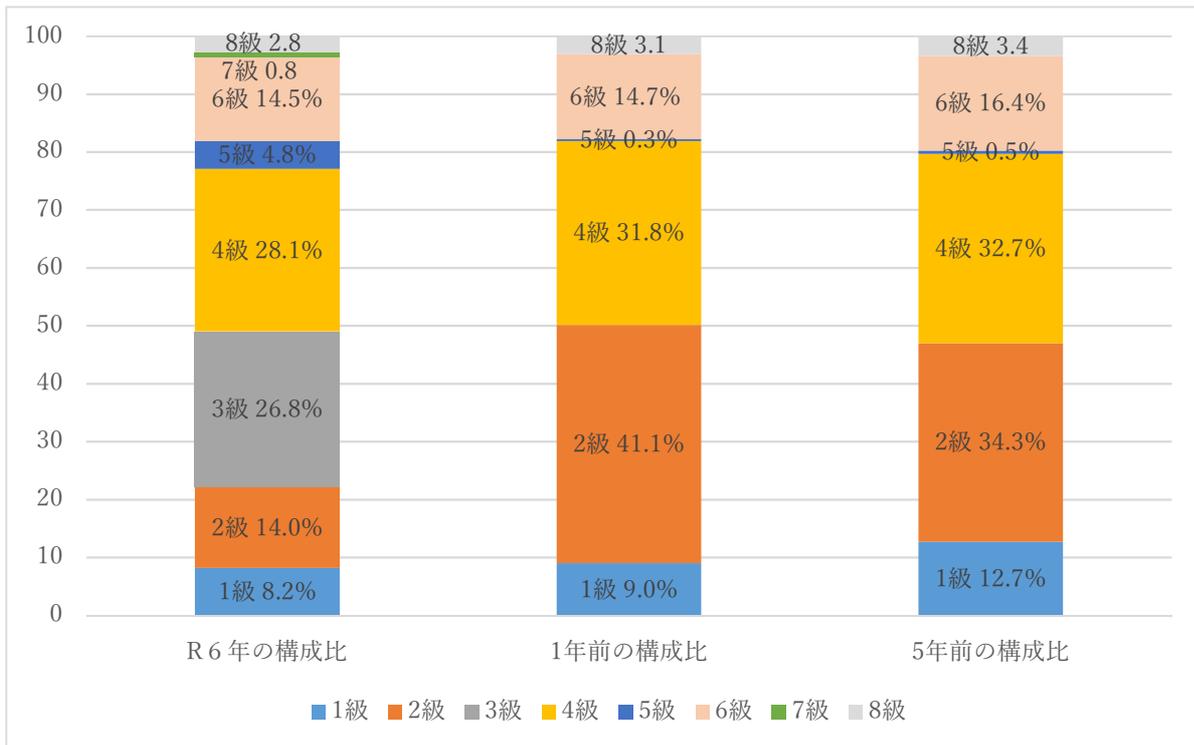
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,747円	360,433円	405,523円	421,037円
	高 校 卒	—	(18年)295,100円	—	382,600円
技能労務職	高 校 卒	(9年)224,300円	282,033円	289,700円	366,825円
	中 学 卒	240,600円	(18年)256,933円	(24年)288,000円	361,775円
教 育 職	大 学 卒	(12年)325,000円	366,900円	408,200円	393,200円
	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

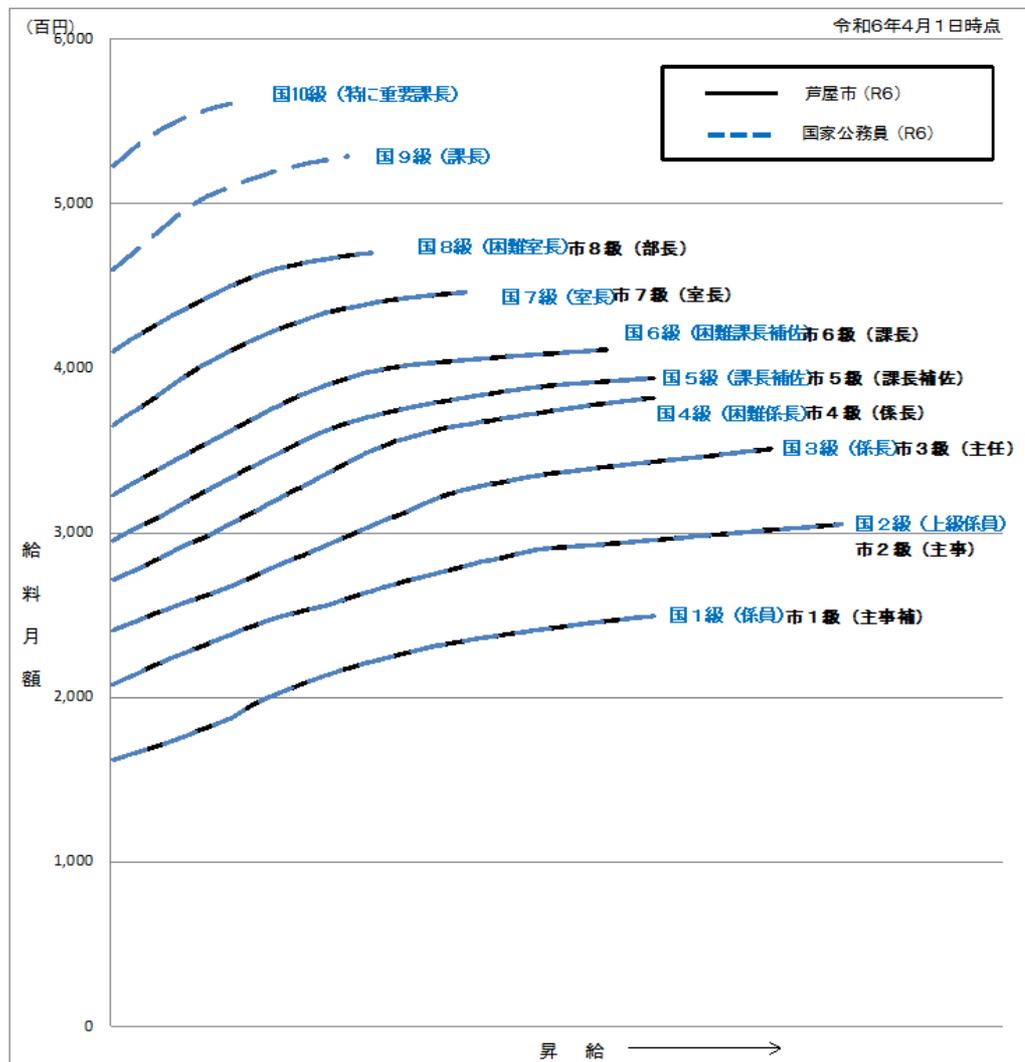
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	一般事務（技術）職	人 3 2	% 8 . 2	円 162,100	円 249,400
2 級	一般事務（技術）職	人 5 5	% 1 4 . 0	円 208,000	円 305,200
3 級	主任	人 1 0 5	% 2 6 . 8	円 240,900	円 351,000
4 級	係長・主査・主席主任	人 1 1 0	% 2 8 . 1	円 271,600	円 382,000
5 級	課長補佐・主席主査	人 1 9	% 4 . 8	円 295,400	円 394,000
6 級	課長	人 5 7	% 1 4 . 5	円 323,100	円 411,300
7 級	室長	人 3	% 0 . 8	円 365,500	円 446,200
8 級	部長	人 1 1	% 2 . 8	円 410,300	円 470,000

- (注) 1 芦屋市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和6年に5級制から8級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（芦屋市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芦屋市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,621千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,769千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（芦屋市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

芦屋市			国		
(支給率)	自己都合	定年前早期・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率3～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	4,125千円	18,601千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度普通会計決算）		406,535千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）		585,786円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
市内全地域	15%	694人	15%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度普通会計決算）		45,852千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通決算）		162,020円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		38.93%	
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	感染症患者、物件等の処理作業に従事した職員	感染症患者、物件等の処理作業	日額 300円
	(特例) 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院等で、住民の生命及び健康を保護するために緊急で行われる措置に係る業務に従事した職員		日額 3,000円
	上記作業のうち、感染者等の身体に接触して行う作業又は時間にわたり接して行う作業等に従事した職員		日額 4,000円
行旅病人等処置手当	行旅病人・行旅死亡人の収容等の処置作業に従事した職員	行路病人等の収容と収容の処置作業	1回 1,600円以内
汚物取扱手当	汚泥、汚物を取扱う職員	臨時又は緊急の必要による汚泥、汚物の処理	1回 180～1,500円
非常作業手当	勤務時間外に災害対策業務のため出勤し業務に従事した職員	勤務時間外での災害対策業務	1時間 200～日額 2,400円
交替制勤務手当	消防職員等	深夜等に勤務したとき	1回 350～1,590円
消防業務手当	消防署職員	災害出動、救急業務等	1回 100～600円
技術技能手当	薬剤職、医療技術職、栄養職、看護職等	特殊な技術・技能を必要とする業務	日額 160～420円
特殊事務手当	福祉保護現業業務、用地買収・折衝業務、動物の死体受取業務等に従事した職員	福祉保護現業業務、用地買収等業務、動物の死体受取業務等	日額 120～705円
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時の生徒の保護等	日額 2,400～6,400円
教育業務連絡調整手当	市立幼稚園教諭	主任の職務にかかる業務	日額 200円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌1月3日に特別の業務に従事した職員	年末年始期間の業務	日額 5,000円
技能現場作業手当	技能長の業務に従事	高度の技能と経験を必要とする業務を行う技能職員	1回 520円～ 月額 16,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度普通会計決算）	260,159千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	465千円
支給実績（令和4年度普通会計決算）	247,874千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	447千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	子 10,000円 子以外 6,500円 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同 じ	—	千円 76,007	円 238,265
住 居 手 当	家賃支払者 28,000円以内	同 じ	—	千円 67,974	円 336,503
通 勤 手 当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月31,600円)	同 じ	—	千円 83,115	円 142,077
管 理 職 手 当	部 長 101,000円 室長・消防署長 83,000円 課 長 73,000円 保育所長 63,000円 課長補佐（施設管理者） 43,000円 係 長（施設管理者） 43,000円	異 なる	役職に応じて定額で支給	千円 86,082	円 906,130
休 日 勤 務 手 当	休日における正規の勤務時間中の勤務	同 じ	—	千円 41,912	円 157,564

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 長	1,061,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,061,000円／ 593,400円
	副 市 長	885,000円	885,000円／ 547,600円
	教 育 長	732,000円	—
報 酬	議 長	737,000円	737,000円／ 372,000円
	副 議 長	653,000円	653,000円／ 294,000円
	議 員	591,000円 ※令和4年4月1日～5年4月30日の間、5%減額	591,000円／ 266,000円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 4.40月分(役職加算20%) ※令和6年4月1日～8年3月31日の間、10%減額	
	副 市 長	(令和5年度支給割合) 4.50月分(役職加算20%) ※令和4年4月1日～5年4月30日の間、5%減額	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	1,061,000×在職月数×0.43	21,899,040円 任期毎
	教 育 長	885,000×在職月数×0.26	11,044,800円 任期毎
		732,000×在職月数×0.18	6,324,480円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

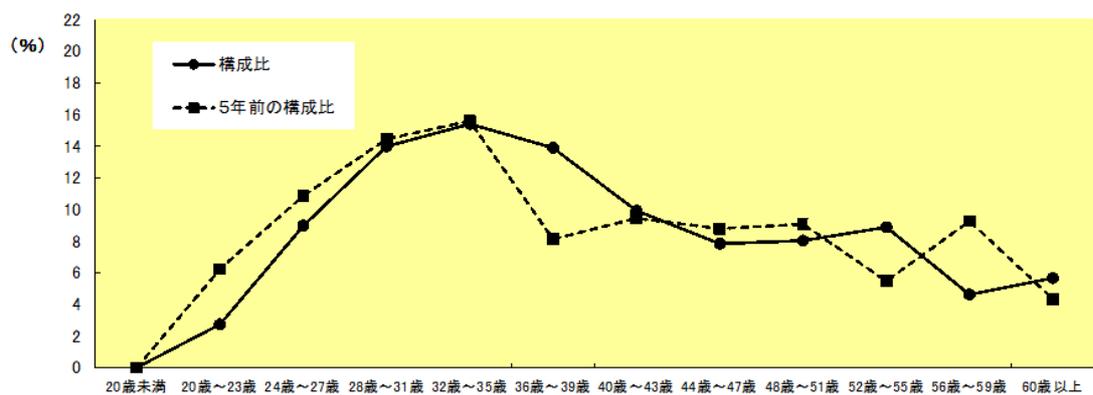
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数 (人)		対前年増 減数 (人)	主 な 増 減 理 由
			令 和 5 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	8	8	0	システム標準化に伴う体制強化 市立保育所2園の民間委託に伴う退職不補充 業務整理 ふるさと寄附関連事務体制強化 専門職人材附則による欠員
		総 務	1 2 0	1 2 3	3	
		税 務	3 3	3 3	0	
		民 生	1 8 6	1 8 1	▲ 5	
		衛 生	7 5	6 9	▲ 6	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	2	2	0	
		商 工	3	4	1	
	土 木	5 7	5 6	▲ 1		
		計	4 8 5	4 7 7	▲ 8	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.06人 類団人口1,000人当たり職員数 5.21人
門	教 育 部 門	1 2 4	1 2 3	▲ 1	業務整理	
	消 防 部 門	1 1 5	1 1 5	0		
	小 計 A	7 2 4	7 1 5	▲ 9	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.58人 類団人口1,000人当たり職員数 6.55人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	2 5 3	2 5 6	3	新改革プランに基づく計画的増員 業務整理	
	水 道	2 9	2 9	0		
	下 水 道	1 9	1 9	0		
	そ の 他	4 1	3 9	▲ 2		
	小 計 B	3 4 2	3 4 3	1		
合 計	A + B	1, 0 6 6 [1, 1 4 4]	1 0 5 8 [1, 1 2 8]	▲ 8 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.22人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	29人	95人	148人	163人	147人	105人	83人	85人	94人	49人	60人	1058人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		502	502	505	498	485	477	▲25(▲5.0%)
教育		137	135	134	128	124	123	▲20(▲10.2%)
消防		103	107	110	115	115	115	12(11.7%)
普通会計計		742	744	749	741	724	715	▲27(▲3.6%)
公営企業等会計計		334	335	330	336	342	343	9(2.7%)
総合計		1,076	1,079	1,079	1,077	1,066	1,058	▲18(▲1.7%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 1,835,686	千円 163,482	千円 202,022	% 11.0	% 11.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 29	千円 110,236	千円 45,262	千円 46,524	千円 202,022	千円 6,966	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

- 給与の抑制措置（令和6年4月1日）
 ・給料の減額（部長級4%、課長級2%）

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
芦屋市水道事業	48.0歳	397,186円	603,178円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

芦屋市水道事業	団体平均等
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,604千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,438千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

芦屋市水道事業	団体平均
（支給率） 自己都合 定年前早期・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率3～45%） 1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	1人当たり平均支給額 8,676千円

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		17,736千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		611,595円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
市内全域	15%	29人	15%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,330千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		332,866円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		24.14%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物取扱手当	奥山浄水場に勤務する職員 （1日1人1回）	奥山浄水場の次亜塩素酸ナトリウム薬品注入室における薬品タンク等機器の点検管理作業に従事したとき	1回 120円
非常作業手当	予期しない出水、浸水その他著しく困難な作業条件下にかかわらず緊急に又は、強行に作業に従事した職員等	予期しない出水、浸水その他著しく困難な作業条件下にかかわらず緊急に、又は強行に作業に従事したとき等	1回 400～1,160円 日額 900～1,200円
交替制勤務手当	奥山浄水場に勤務する職員	交替制勤務に従事したとき	1回 1,240円
待機手当	奥山浄水場に勤務する職員	奥山浄水場の夜間勤務を命ぜられ待機したとき	1回 5,900円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌年1月3日に特に必要があつて公務に従事した職員	年末年始期間に特に必要があつて公務に従事したとき	日額 5,000円
特殊事務手当	水道料金の滞納精算及び給水停止処分に従事した職員	水道料金の滞納精算及び給水停止処分に従事したとき	1日 230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	11,200千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	509千円
支給実績（令和4年度決算）	12,179千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	487千円

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	子 10,000円 子以外 6,500円 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同 じ	—	3,126千円	223,286円
住居手当	家賃支払者 28,000円以内	同 じ	—	1,334千円	266,720円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月31,600円)	同 じ	—	3,616千円	133,909円
管理職手当	部長 101,000円 課長 73,000円 課長補佐(施設管理者) 43,000円 係長(施設管理者) 43,000円	同 じ	—	4,752千円	950,400円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 6,033,268	千円 467,441	千円 2,035,943	% 33.7	% 34.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 253	千円 1,180,268	千円 380,038	千円 475,637	千円 2,035,943	千円 8,047	千円 7,713

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

給与の抑制措置（令和6年4月1日）

- ・給料の減額（企業職・医療技術職・看護職・医療専門事務職給料表適用者）
（部長級4%、課長級2%）

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
芦屋市病院事業（医師）	50.11歳	657,919円	1,337,231円
団体平均（医師）	41.0歳	574,559円	1,449,897円
芦屋市病院事業（看護師）	40.0歳	355,254円	538,719円
団体平均（看護師）	40.1歳	312,661円	518,809円
芦屋市病院事業（事務職員）	36.70歳	300,425円	490,265円
団体平均（事務職員）	45.4歳	328,324円	528,274円

（注）1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

芦屋市病院事業	団体平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,534千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,566千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

芦屋市病院事業	団体平均
（支給率） 自己都合 定年前早期・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率3～45%） 1人当たり平均支給額 3,806千円 9,274千円	1人当たり平均支給額 4,797千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		164,081千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		656,324円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
市内全域	15% 医師職は16%	250人	15%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		160,319千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		770,763円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		82.21%	
手当の種類（手当数）		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	感染症患者等の救護、物件等の処理業務に従事した職員	感染症患者等の救護、物件等の処理業務	日額 300円 日額 3,000円 日額 4,000円
非常作業手当	勤務時間外に災害対策業務や緊急の診療業務のために出勤し業務に従事した職員	勤務時間外での災害対策業務や緊急の診療業務	1時間 200円～ 1回 2,900円
夜間看護手当	助産師、看護師、准看護師	交替制勤務により深夜に正規の勤務時間として看護業務に従事したとき	1回 2,000円～ 6,800円
医師特別調整手当	医師職の職員	診療業務	月額 200,000円～ 280,000円
放射線取扱手当	医療技術職、看護職の職員	放射線を人体に対して照射する業務又はその補助業務に従事したとき	月額 7,000円
病棟勤務手当	看護職の職員	交替制勤務にて病棟に勤務したとき	月額 3,000円
救急入院手当	医師職、看護職の職員	緊急の入院の対応業務	1件 5,000円（医師職） 1件 500円（看護職）
解剖手当	看護職、医療技術職の職員	解剖業務	1件 3,000円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌年1月3日に特別の業務に従事した職員	年末年始期間の業務	1回 12,200円（宿日直業務） 1時間 1,730円（宿日直業務以外）
救急手当	救急車両運転業務に従事した職員	救急車両運転業務	1回 240円
産業医手当	産業医	職員の健康管理等の業務に従事したとき	月額 50,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	45,394千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	239千円
支給実績（令和4年度決算）	46,560千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	224千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	子 10,000円 子以外 6,500円 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同 じ	—	22,456千円	244,083円
住居手当	家賃支払者 28,000円以内	同 じ	—	30,216千円	335,728円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月31,600円)	同 じ	—	28,957千円	114,455円
管 理 職 手 当	(企業職給料表適用者)	同 じ	—	50,574千円	991,656円
	局 長 101,000円 課 長 73,000円				
	(医療職給料表適用者) 病 院 長 136,000円 副病院長 } 診療局長 } 108,000円 参 事 } 科 部 長 93,000円 科 次 長 88,000円 主任医長 76,000円 医 長 72,000円 副 医 長 43,000円	異なる	区分及び金額		
	(医療技術職給料表, 看護職給料表, 医療専門事務職給料表適用者) 局 長 108,000円 薬剤科部長 93,000円 主任技師長 } 科 長 } 76,000円 看護部長 } 副看護部長 } 技 師 長 } 看護師長 } 72,000円 課 長 } 主 幹 }	異なる	区分及び金額		

8 技能労務職員等の給与等の見直しにむけた取組方針

(1) 現状

① 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員データ（令和6年4月1日）
2 (1)②のとおり

②職種ごとの年齢別の人数（令和6年4月1日）

区 分	19歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
全 体	0	0	3	7	5	8	9	6	8	12	9	12
うち清掃職	0	0	3	4	4	2	0	0	1	5	4	2
うち調理職	0	0	0	0	1	3	8	2	4	3	1	1
その他	0	0	0	3	0	3	1	4	3	4	4	9

③その他給与に関する事項

ア 給料表

技能職給料表の1～4級を適用する。

イ 諸手当

扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、

休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当

ウ 昇給基準

昇給日前1年間の勤務成績に応じ4号給（55歳を超える職員については昇給停止）を標準として昇給する。

(2) 基本的な考え方

技能労務職員については、退職者の欠員不補充を原則として、事務事業の見直しを行い適正配置に努めていく。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を見ながら、一般職に準じ、改正等を行う。

(3) 具体的な取組内容

①一般行政職員等と同じであった技能労務職員の給料表については、平成26年度より技能職給料表を適用した。

②特殊勤務手当について、平成17年度に火葬業務手当、雨中作業手当、危険物取扱手当及び変則勤務手当を廃止し、その他の手当についても見直した。また平成24年度に、年末年始等特別勤務手当について見直しを行った。

③昇給については、今後人事評価制度の導入を行い、その評価基準に応じた昇給制度を検討する。

(4) その他

技能労務職員については、原則、退職者の欠員不補充としており、今後、事務・事業の見直しを行う中で、民間に委ねることができる業務については、行政責任の確保、市民サービスの維持・向上等に留意しながら民間委託等を行っていく考えである。